

申請の要件	8 特定施設の保安検査
申請に関する説明	第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（特定施設）について、定期的に、市長が行う保安検査を受ける必要があります。ただし、高圧ガス保安協会、指定保安検査機関又は認定保安検査実施者による保安検査を受けその旨を市長に届け出た場合を除きます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第35条第1項
関係条項	第8条1号、第35条第2項及び第4項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第5条から第8条の2まで、第79条第1項、第2項、第82条及び第99条 ・液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第5条から第9条まで、第77条第1項、第2項、第80条及び第97条 ・コンビナート等保安規則（昭和61年12月13日通商産業省令第88号）第4条から第7条の3まで、第9条から第11条まで、第34条第1項、第2項、第37条及び第54条 ・冷凍保安規則（昭和41年5月25日通産省令第51号）第6条から第8条まで、第40条第1項、第2項、第43条及び第69条 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号） ・保安検査の方法を定める告示（平成17年3月30日経済産業省告示第84号）
審査基準	保安検査時に高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価が必要な場合は、別紙「高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価基準」により実施します。
標準処理期間	10日（検査終了の日から）
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例(昭和24年4月横浜市条例第15号)に定める金額

高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価基準

1 目的

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術上の基準の細目を定める告示附則（平成17年3月30日告示第82号）第2項経過措置で定められた、当分の間、なおその効力を有する第17条（以下「旧第17条」という。）の規定に基づく審査、確認の基準の詳細について定めるとともに、手続きに関して必要な事項を定める。

2 対象

開放検査周期延長の対象とする貯槽は、旧第17条第1項の規定により、耐圧試験を受けないことができるものとされたもののうち、腐食性ガス（「一般高圧ガス保安規則第2条第1項第2号及びコンビナート等保安規則第2条第1項第2号に定める毒性ガス」をいう。以下同じ。）の球形貯槽及び液化石油ガス保安規則を適用する貯槽及びコンビナート等保安規則第2条第4号で定める特定液化石油ガスの貯槽を除いたもので、横浜市内において、貯槽開放検査周期延長を希望する事業所の所有又は占有する貯槽で、かつ、直近の2回の開放検査を神奈川県又は横浜市が行ったものとする。

3 評価

(1) 評価の分類

評価は、次の2段階評価とする。

ア 事業所評価

事業所ごとに評価を行うものとする。

イ 貯槽評価

貯槽1基ごとに評価を行うものとする。

(2) 事業所評価の基準

ア 評価項目・評価基準対応事項表の事業所の項の各基準に合致するものを適合とする。

イ 事業所の評価項目に重大な変更があった場合は、再度事業所評価を行うものとする。

(3) 貯槽の評価の基準

評価項目・評価基準対応事項表の貯槽の項の各基準に合致するものを適合とする。

(4) 手続き

保安検査申請時に各評価基準に対する適合性を審査、確認できる資料を添付するものとする。

4 評価後の措置

事業所評価の基準に適合し、かつ、貯槽評価の基準に適合した貯槽について、旧第17条の規定による開放検査周期を決定する。

参考（旧第17条）

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示

第十七条

第一種製造者が次に掲げる基準に適合している場合であって、貯槽が液化石油ガス保安規則別表第三第一項第十七号ただし書、一般高圧ガス保安規則別表第三第一項第十一号ただし書及びコンビナート等保安規則別表第四第一項第十八号ただし書の規定により耐圧試験を受けないことができるとされたものであるときは、液化石油ガス保安規則別表第三第一項第十七号ただし書、一般高圧ガス保安規則別表第三第一項第十一号ただし書及びコンビナート等保安規則別表第四第一項第十八号ただし書の経済産業大臣が定める期間は、前条の規定にかかわらず、次の表上欄及び中欄の区分に応じ、同表下欄に掲げるものとすることができる。

- 一 開放検査（液化石油ガス保安規則別表第三第一項第十七号ただし書、一般高圧ガス保安規則別表第三第一項第十一号ただし書及びコンビナート等保安規則別表第四第一項第十八号ただし書の目視及び非破壊検査の測定をいう。以下同じ。）に係る方法及び基準を適切かつ明確に定め、文書化していること。
- 二 溶接修理等に係る方法及び基準を適切かつ明確に定め、文書化していること。
- 三 欠陥の発生原因及び防止対策についての検討結果に基づき開放検査を行う時期を決定する時期を適切かつ明確に定め、文書化していること。
- 四 開放検査の一部又は全部を委託する場合にあっては、その委託先の管理に関する事項を適切かつ明確に定め、文書化していること。
- 五 開放検査のデータを適切に評価できる担当者を置いていること。
- 六 開放検査のデータ及び検査結果を時系列順に保管し、これらを適切に把握できる体制を有すること。

設 備 の 種 類	使 用 材 料	期 間
球型貯槽（直近の二年間耐圧試験を受けないことができるとされたものに限る。）	高張力鋼	保安検査実施日から起算して五年を経過するまでの間
その他球型貯槽	炭素鋼	保安検査実施日から起算して九年を経過するまでの間
球型貯槽以外の貯槽（製造又は溶接修理等の工程中溶接後に炉内で応力除去焼鈍を施し、かつ、異常のないことが確認されている場合）	高張力鋼	保安検査実施日から起算して九年を経過するまでの間
球型貯槽以外の貯槽（直近の二年間耐圧試験を受けないことができるとされたものに限る。）	オーステナイト系ステンレス鋼、アルミニウム、ニッケル鋼及び炭素鋼（高張力鋼を除く。）以外の材料	保安検査実施日から起算して五年を経過するまでの間
その他貯槽	オーステナイト系ステンレス鋼、アルミニウム、ニッケル鋼以外の材料	保安検査実施日から起算して九年を経過するまでの間

備考

- 一 上欄に掲げる貯槽は、応力腐食割れが発生したことがないものに限る。
 - 二 上欄に掲げる貯槽は、前回の開放検査以後検査を行った場合には、当該検査により異常がないことが確認されたものに限る。
 - 三 応力除去焼鈍をすることができる回数は、材料の製造時に保証された回数以下とする。
- 2 前項の場合において、使用材料の腐食又は割れ等の欠陥の状態に応じて表の下欄の期間を短縮しなければならない。
 - 3 第一項の場合において、高圧ガス設備が腐食性ガスの貯槽である場合には、同項の表の下欄の期間は、腐食率から計算した余寿命の二分の一を超えないものとしなければならない。

評価項目・評価基準対応事項表

項目	基準	事業所	貯槽	内容
I. 開放検査関係規定 1. 通常の管理体制	1) 事業所においては、自主保安を基本とした運転、設備及び保安を管理する体制があること。	○		三部門の組織（非腐食性ガスで横置円筒形貯槽のみを対象とする事業所については、事業所の規模等に応じた組織）及び職務が組織規程・責任権限規程等により文書化されているか。
	2) 運転管理、設備管理及び保安管理に関する規程・基準類が整備されていること。	○		文書化されているか。
	3) 工事管理に関し、規程・基準類が整備され、適切に実施できる体制であること。	○		文書化されているか。
2. 開放検査工事の 手順	1) 作業、工事手順が決まっていること。	○	○	開放検査工事の作業、工事手順が次例のように定まっているか。 ① 貯槽及び関連配管の残液処理 ② 関連配管の縁切り ③ 残ガス処理 ④ 空気への置換 ⑤ 足場組立 ⑥ 外観、非破壊検査（内部清掃、前処理含む） ⑦ 付属品の取り外し ⑧ 付属品の検査 ⑨ 付属品の復旧 ⑩ 気密検査 ⑪ 関連配管の復旧 ⑫ 高圧ガスへの置換
	2) 施工要領書があること。		○	特に検査にかかわる1)⑤、⑥、⑧、⑩が整備されているか。
	3) 作業、工事手順に伴う責任区分が明確になっていること。	○	○	作業、工事手順に伴う責任区分、確認方法が明確になっているか。
3. 検査基準	1) 開放検査における検査項目が定められていること。 2) 検査方法が定められていること。 3) 技術基準・規格が定められていること。 4) 判定基準が定められていること。	○		1) 検査項目が定められているか。 2) 検査方法が定められているか。 3) 技術基準・規格が定められているか。 4) 判定基準が定められているか。 5) 上記 1)～4)の内容は適切なものであるか。
4. 補修基準	補修要領が定められていること。	○		補修要領が定められているか。
5. 溶接補修後の検査基準	1) 溶接補修後の検査項目が定められていること。	○		1) 検査基準が定められているか。 2) 検査方法が定められているか。 3) 検査の施工基準が定められているか。 4) 上記1)～3)の内容は適切なものであるか。
	2) 検査方法が定められていること。			
	3) 各検査の施工方法が定められていること。			

項目	基準	事業所	貯槽	内容
II. 開放検査評価体制 1. 事業所の評価体制	1) 事業所において、開放検査の評価体制が明確になっていること。	○	○	1) 開放検査を行う組織（外注検査会社を含む。）が明確化されているか。 （当該開放検査の組織表があるか。） 2) 組織の分担及び責任が明確化されているか。 3) 外注検査会社の管理が明確化されているか。
	2) 事業所には、開放検査結果等を的確に評価できる担当者（以下、「評価者」という。）が1名以上いること。 ① 原則事業所員であること。 ② 評価に対する責任を有すること。 （外注検査会社を含む個々の検査責任者、補修責任者及び付帯工事責任者に対する改善勧告等） ③ 評価に必要な知識、経験を有すること。 （該当貯槽の管理に関する知識、経験） ④ 評価者は、「磁粉探傷試験レベル2（MT2）」（JISZ 2305 資格）又は甲種機械製造保安責任者免状若しくは甲種化学製造保安責任者免状のいずれかを有する者であること。 ただし、非腐食性ガスで横置円筒貯槽のみを対象とする事業所の評価者については、乙種機械でも可とする。	○		1) 評価者の資格等が基準を満たしているか。 2) 外部の団体等が行う非破壊検査に関する研修会を受講した者又は社内において非破壊検査に関する教育を受けた者など知識を有する者がいるか。 3) 開放検査に関する経験は、開放検査を行う組織等に属し、開放検査に係る業務に1年以上従事した者であるか。
2. 開放検査の評価	開放検査の実施状況の確認及び評価が評価者によって適切に実施されていること。		○	1) 評価者により、開放検査関係規程に基づく開放検査期間に応じた評価が実施されているか。 2) 評価者により、次に掲げる事項が確認されているか。 ① 検査を行う者の資格・経験等の保有確認 ② 検査基準に基づく検査が実施されたことの確認
3. 外注検査会社の評価	外注検査会社に委ねる場合は、評価者の意見が反映され、検査に適した協力会社であることが事業所により確認されていること。	○		外注検査会社の技量について、次に掲げる実績等により確認されているか。 ① 検査管理体制 ② 検査実績 ③ 検査員の資格等の保有状況 ④ 検査員の教育訓練状況 ⑤ 検査設備等の保有状況
III. 開放検査データの保管・活用状況	1) 開放検査データを時系列的に保管し、貯槽の検査結果を的確に把握できる体制にあること。	○	○	1) 開放検査記録の収集・解析・保管方法及び保管部署等が明確化されているか。 2) 当該貯槽の設置以来の開放検査記録が整理されているか。 貯槽設計データを含む。（建設年月、建設メーカー、設計仕様、図面等） 3) 欠陥及び腐食発生について原因・対策等を解析し、解析結果が保管されているか。 4) 上記の検査記録が補修の要否の判断、寿命の推定等に有効に活用されているか。
	2) 技術資料の保有状況	○		必要な技術資料の入手に努めているか。

項 目	基 準	事業所	貯槽	内 容
IV. 開放検査実績	適正な開放検査期間毎に行った直近の2回の開放検査結果が以下に適合すること。 ① 直近2回の内1回は、本基準による検査結果を満足すること。 ② 一般則別表第1、第1項第11号 コンビ則別表第3、第1項第18号 のただし書きの開放検査結果に適合する貯槽であること。	○	○	前回開放検査において、溶接補修等を行っていないか。
V. その他評価において考慮すべき事項 1. 貯槽付属品の検査	以下付属品・機器の検査周期及び検査内容が明確になっており、それに従って実施されていること。 ① 元弁（第一弁） ② 緊急遮断弁 ③ 逆止弁 ④ 液面計 ⑤ その他付属品	○	○	1) JLPA 501(2005年)「LPガスプラント検査基準」(以下「JLPA基準」という。)の第IV編に準ずるか、又はそれと同等以上の内容であるか。 2) 緊急遮断装置は、関係規則の基準の内容を満足しているか。
2. 貯槽外面検査	以下項目の検査周期及び検査内容が明確になっており、それに従って実施されていること。 ① 溶接部 ② ノズル溶接部 ③ 塗装状況	○	○	JLPA基準の第III編に準ずるか、又はそれと同等以上の内容であるか。
3. 支柱の耐熱措置	被服状況の検査項目が明確になっていること。	○	○	JLPA基準の第III編に準ずるか、又はそれと同等以上の内容であるか。
4. 貯槽の据えつけ状況	以下の検査項目が明確になっていること。 ① 基礎のひび割れ・崩壊・損傷 ② ベースプレート部の腐食・損傷・変形 ③ アンカーボルト・ナットの腐食・損傷・ゆるみ	○	○	JLPA基準の第III編に準ずるか、又はそれと同等以上の内容であるか。
5. 除害設備の状況	毒性ガスの除害設備は、適切であること。		○	貯槽の除害設備は、適切に設置されているか。
6. 日常管理 1) 阻害物質の管理	1) 阻害物質の含有量の基準値が決められていること。		○	阻害物質の含有量の基準値が定められているか。
	2) 阻害物質の基準値の測定法が規定されていること。		○	JIS等の基準に準拠しているか。
	3) 阻害物質の許容量が把握されていること。		○	測定するか、供給者の分析表で確認しているか。
	4) 日常、工事時における阻害物質が適正に管理され、含有量の記録が保管されていること。		○	貯槽の使用目的等に応じて、阻害物質を自ら測定し、又は、供給者の分析表等で確認し、かつ、保管しているか。
2) 運転管理	1) 運転条件が設計仕様の範囲内であること。		○	運転の温度・圧力等が設計以内であるか。
	2) 運転管理項目が決められ、文書化されていること。		○	運転手順書、運転条件基準等に記載されているか。
3) 日常点検	日常点検項目が決められていること。		○	外観検査等決められているか。
4) ガス種固有の問題への対応	過去の開放検査時に問題となった事項に適切に対応ができていないこと。		○	アンモニア貯槽の応力腐食割れ、メチルアミン類の窒化、酸化エチレンの内容物の重合等への対応はできているか。